

平成30年度 事業計画書

危険物取扱者、消防設備士、消防設備点検資格者の法定講習及び講習関連テキストの斡旋並びに消防用設備等点検制度、防火対象物点検制度、地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検制度の普及推進を行うとともに防火思想及び危険物災害防止の普及啓発事業を進め、事故及び災害の防止と公共の安全に寄与する。

1 危険物取扱者、消防設備士及び消防設備点検資格者の法定講習

(1) 危険物取扱者保安講習(法定講習)の実施

消防法第13条の23の規定に基づく危険物取扱者に対する保安に関する講習の事務を知事から受託し実施する。

ア 講習会場	県内6会場
イ 講習回数	延べ24回(平成30年7月・10月)
ウ 受講予定者	2,150名

(2) 消防設備士講習(法定講習)の実施

消防法第17条の10の規定に基づく消防用設備等の工事または整備に関する講習の事務を知事から受託し実施する。

ア 講習会場	守山市1会場
イ 講習回数	年1回(平成30年9月)、3区分4日間
ウ 受講予定者	320名

(3) 消防設備点検資格者講習(法定講習)の実施

消防法第17条の3の3の規定に基づく消防設備点検資格者の資格取得講習の事務を(一財)日本消防設備安全センターから受託し実施する。

ア 講習会場	大津市1会場
イ 講習回数	年1回(平成31年1月・2月)
ウ 受講予定者	第1種 40名・第2種 35名

(4) 消防設備点検資格者再講習(法定講習)の実施

消防法施行規則第31条の7第2項の規定に基づく消防設備点検資格者の再講習の事務を(一財)日本消防設備安全センターから受託し実施する。

ア 講習会場	大津市1会場
イ 講習回数	年1回(平成30年12月)
ウ 受講予定者	第1種 100名・第2種 80名

2 講習関連テキストの斡旋

危険物取扱者試験の受験者等に(一財)全国危険物安全協会が発行するテキストを斡旋する。

3 消防用設備等点検制度、防火対象物点検制度、地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検制度の普及推進を行う。

(1) 消防用設備等点検済表示制度推進

ア 消防用設備等点検済証(点検ラベル)の交付事務を行う。

イ 消防用設備等点検済表示管理委員会を開催する。

ウ 制度のさらなる普及推進と点検実施者の意識の高揚及び点検技術の向上を図るため、消防用設備等点検済表示制度運用規程第17条に定める研修会を開催する。

エ 消防用設備等点検済表示制度の更新登録審査を行う。(1号会員 18社、2号会員 3社)

オ 消防用設備等点検従事者之証の発行事務を行う。

カ 消防設備業総合保険の広報と加入促進を行う。

キ 点検実施者及び防火対象物の関係者に対して、この制度に対する認識を高めるよう広報活動を行う。

(2) 防火対象物点検制度推進

(一財)日本消防設備安全センターが交付する防火セイフティマーク等の交付手続を行う。

ア 防火基準点検済証、防火優良認定証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証の交付を行う。

(3) 地下タンク等・移動貯蔵タンク定期点検制度推進

(一財)全国危険物安全協会から「地下タンク等及び移動貯蔵タンクの定期点検実施制度に関する規定」に基づく次の業務等の一部を受託し実施する。

ア 地下タンク等及び移動貯蔵タンク認定事業者が(一財)全国危険物安全協会に対して行う認定申請・再認定申請・軽微な変更届けの進達

イ (一財)全国危険物安全協会が発行する地下タンク等及び移動貯蔵タンクの点検済証の交付。

- ウ (一財)全国危険物安全協会選任の実態調査指導員による地下タンク等及び移動貯蔵タンク実態調査。平成30年度は対象ありの予定)

4 防火思想及び危険物災害防止の普及啓発

(1) 防火意識高揚推進事業

- ア 全国危険物安全週間〔6月3日(日)から9日(土)〕期間中の6月8日(金)に「危険物」を中心とした防火に関する意識高揚のため、第29回防火意識高揚推進大会を大津市内において開催する。
- イ (一財)全国危険物安全協会が主催する危険物施設安全推進講演会に出席する。

危険物施設安全推進講演会 「平成30年6月7日(木)」

於 大阪市内

《出席者》県下各消防(局)本部職員

(2) 地区協会・設備協会との連携

- ア 地区協会が実施する防火思想及び危険物災害防止の普及啓発等を行う事業について、一定額の助成をする。
- イ 地区協会・設備協会が実施する消防用設備等各種点検制度の普及啓発等を行う事業について、一定額の助成をする。

(3) その他の普及啓発

- ア 連合会ホームページに講習会をはじめとする各種事業概要の案内等を掲載する。
- イ 連合会ホームページに消防用設備等点検済表示登録会員名簿を掲載する。
- ウ 連合会ホームページに「業務および財務等に関する資料」を掲載し、業務運営の情報開示を行う。

5 表彰

会員事業所等の防火管理及び危険物取扱並びに消防用設備等の安全に対する意識の高揚を図るために、防火保安功労者個人表彰と優良事業所表彰等を行い、その功績を顕彰する。

表彰は、6月8日(金)開催の第29回防火意識高揚推進大会の席上で行う。

6 研修

各地区協会団体等の役職員等を対象に、視野拡大と参加者相互の情報交換を図り安全思想や防火思想の推進等に寄与するため、県外視察研修を実施する。

7 一般法人移行後の「整備法」関連

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の規定による事務を実施する。

8 各種会議の開催

- | | | |
|-----------------------|-----|------------------|
| (1) 定時総会 | 年1回 | 5月24日(木) |
| 5月9日(水)開催の理事会で正式決定予定。 | | |
| (2) 理事会 | 年3回 | 5月9日(水)24日(木)、3月 |
| (3) 各協会事務局長会議 | 年3回 | 5月2日(水)、9月、3月 |

上記の定例会議のほか、必要に応じてその都度開催する。

9 その他

- (1) 各地区防火保安協会、各消防用設備関係団体、滋賀県消防長会、(公財)滋賀県消防協会等が行う事業に協力支援する。
- (2) (一財)全国危険物安全協会及び(一財)日本消防設備安全センターの事業推進に協力する。
- (3) (一財)全国危険物安全協会主催全国会議・近畿ブロック会議に出席する。
- (4) (一財)日本消防設備安全センター主催全国会議・近畿ブロック連絡協議会議に出席する。